

公立大学法人京都市立芸術大学管理職員等の範囲を定める規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年3月22日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(令和5年9月27日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、労働組合法第2条第1号に定める「その職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者」(以下「管理職員等」という。)の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、別表に掲げる職を有する者とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表

職
理事長 副理事長 理事 監事 副学長 事務局長 学部長 研究科長 日本伝統音楽研究センター所長 芸術資源研究センター所長 学生部長 附属図書館長 芸術資料館長 ギャラリー@KCUA長 キャリアデザインセンター長 情報管理主事 課長 担当課長 庶務係長